

第7節 広域消防応援と緊急消防援助隊

1 消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため（消防組織法第39条第1項）、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模な災害や特殊な災害などに適切に対応できるようにしている。

平成25年4月1日現在、消防相互応援協定の締結数は、同一都道府県内の市町村間では1,635、異なる都道府県域に含まれる市町村間では595であり、全国の合計は2,230である。

現在、全ての都道府県において、各都道府県下の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

さらに、特殊な協定として、高速道路（名神高速道路消防応援協定ほか）、港湾（東京湾消防相互応援協定ほか）や空港（大阪国際空港消防相互応援協定ほか）などを対象としたものがある。

(2) 消防広域応援体制の整備

大規模な災害や特殊な災害などに対応するためには、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。

このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火や救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送など消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、その運用をより効果的に実施するため、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、応援要請の手続の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している（第2-7-1表）。

平成25年5月には、山梨県韮崎市、甲府市、南都留郡道志村で林野火災が相次いで発生し、山梨県

消防防災航空隊並びに同要綱の規定に基づき群馬県防災航空隊、長野県防災航空隊、静岡県消防防災航空隊及び埼玉県防災航空隊が出動し、3日間にわたって空中消火活動を実施した。

気象庁が「これまでに経験したことのないような大雨」と表現して警戒を呼びかけた平成25年7月の山口県・島根県の大雨では、山口県内において、山口県消防防災航空隊並びに同要綱の規定に基づき福岡市消防航空隊、北九州市消防航空隊及び広島県防災航空隊が出動し、情報収集や捜索救助活動等を実施した。また、島根県内では島根県防災航空隊、鳥取県消防防災航空隊並びに同要綱の規定に基づき広島市消防防災航空隊が出動し、情報収集や捜索救助活動等を実施した。

今後とも、消防防災ヘリコプターの広域的かつ機動的な活用を図るため、臨時離着陸場の確保及び情報収集活動を行うためのヘリサット、ヘリコプターテレビ電送システム、可搬型ヘリコプターテレビ受信装置、可搬型衛星地球局の整備等を推進し、全国的な広域航空消防応援体制の一層の充実を図る必要がある。

2 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による応援体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊

が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するというシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊（交替要員を含めると約4,000人規模）、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊（同約1万3,000人規模）、合計で1,267隊（同約1万7,000人規模）であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊（同約2万6,000人規模）となった。

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘されており、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、翌平成16年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

第2-7-1表 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績

(平成25年10月1日現在)

年	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の災害
昭和61	2	1		1					
62	7	7							
63	7	7							
平成元	1	1							
2	1	1							
3	12	1					10	1	
4	5	3					2		
5	6	4		1		1			
6	8	8							
7	11	10				1			
8	20	18		1	1				
9	30	29				1			
10	17	12		1		1			3
11	18	15	1	2					
12	23	21				1	1		
13	32	31						1	
14	38	38							
15	24	18	2	1		2			1
16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	17	14		2		1			
計	429	364	5	26	1	10	13	3	7

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害（P.220＊3参照）等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。この指示権の創設は、まさに国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入責任を国が負うこととするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し、創設後初めて行使した。

（ウ） 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は基本計画を策定することとされた。この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定めている。策定当初は、緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。平成16年4月、法律に基づく登録を行った結果、全国812消防本部から2,821隊が登録され（同約3万5,000人規模）、同年4月に総務省講堂において全国の緊急消防援助隊指揮支援部隊、都道府県隊指揮隊、都道府県航空隊の隊長等の参集による緊急消防援助隊発足式が行われた。

平成18年2月には、大規模特殊災害への対応強化を目的として平成20年度末までの登録目標数を4,000隊に増強し、さらに平成21年3月に平成25年度末までの登録目標を4,500隊規模に拡大した。

（エ） 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地

方財政法第10条の国庫負担金として、国が全額負担することとしている。

また、基本計画に基づく施設の整備についても、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率（2分の1）については政令で規定されている（第2-7-2表）。

（オ） 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の部隊編成上必要な装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面からいって非効率的なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。このような装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

（ア） 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示の要件の見直しとなっている（第2-7-1図）。

（イ） 都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必

第2-7-2表 平成15年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

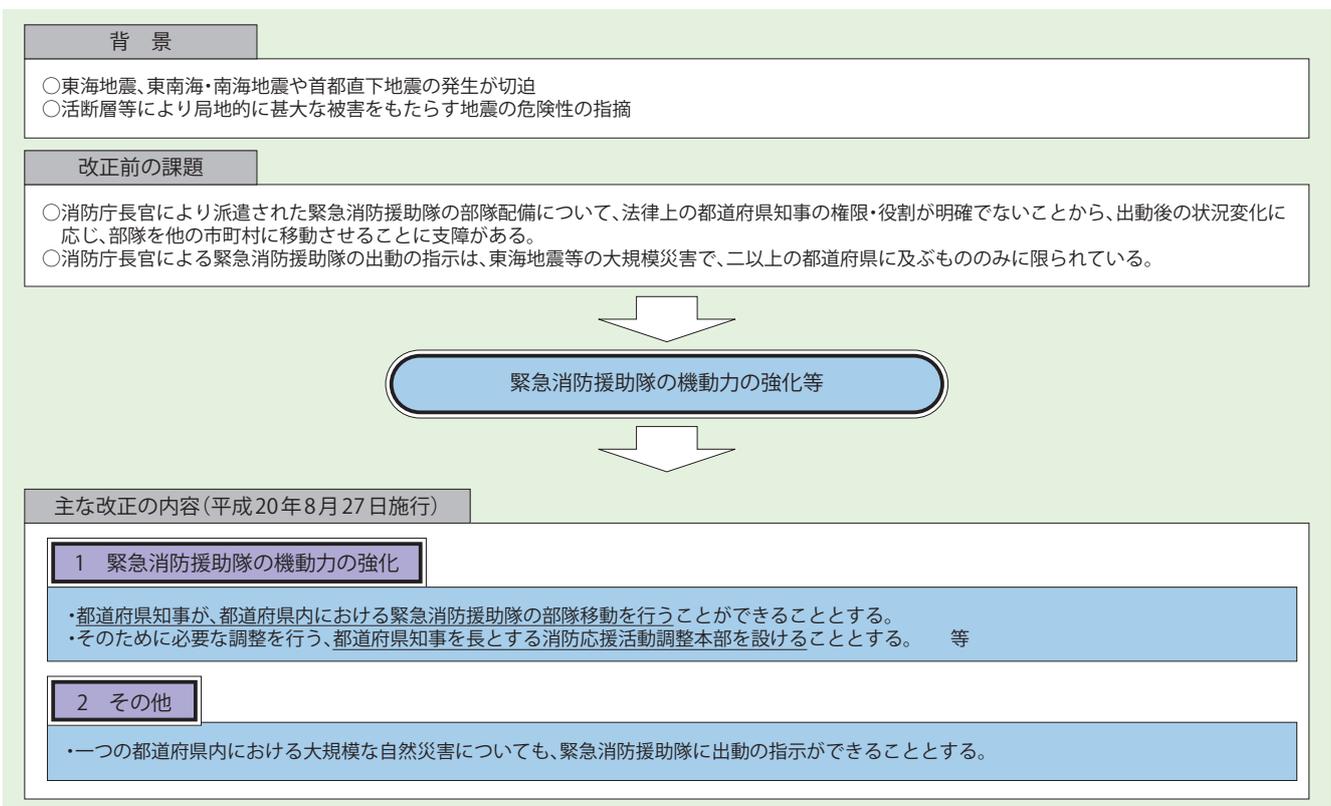
		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		緊急消防援助隊要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		緊急消防援助隊要綱	総務大臣の策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 (東海地震等大規模災害、NBC災害)
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 (活動による増加経費・新規の経費については、国が負担)
	施設及び設備	奨励的補助金(補助率原則1/3)	義務的補助金(補助率1/2)
	国有財産、物品の使用	有償貸付等	無償での使用許可

要があると認めるときは、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた(第2-7-2図)。

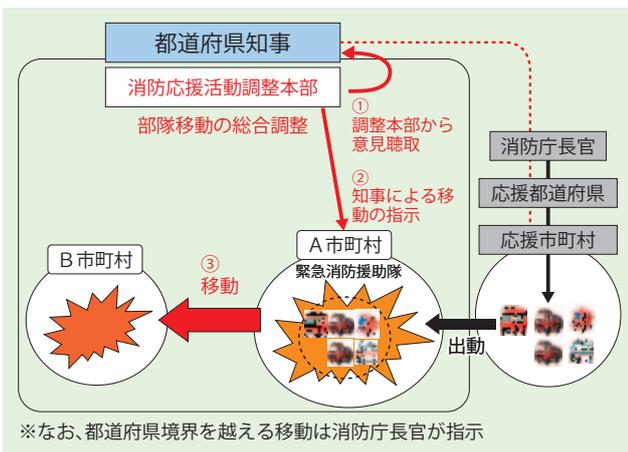
(ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ) の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた(第2-7-3図)。

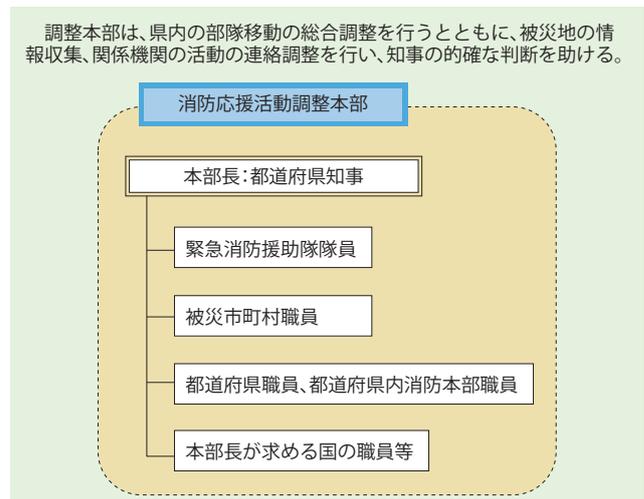
第2-7-1図 平成20年消防組織法改正の概要



第2-7-2図 都道府県知事の出動指示権



第2-7-3図 消防応援活動調整本部の組織



(エ) 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されている。従来は2以上の都道府県に及ぶ大規模災害のみとされていたものが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

指揮支援部隊は、東京消防庁と18の政令指定都市の消防本部により編成され、ヘリコプター等で速やかに被災地へ赴き、災害に関する情報を収集するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう、当該市町村長の指揮活動を支援する。

都道府県隊は、都道府県内の消防本部において登録されている各部隊のうち、被災地への応援に必要な部隊をもって構成される。なお、過去に出動した災害においては、第2-7-5表に示す部隊が出動している。

(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、総務大臣が定める基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである。

ア 緊急消防援助隊の編成

緊急消防援助隊の部隊は、指揮支援部隊と都道府県隊により編成され(第2-7-4図)、被災地の市町村長の指揮の下に活動する。

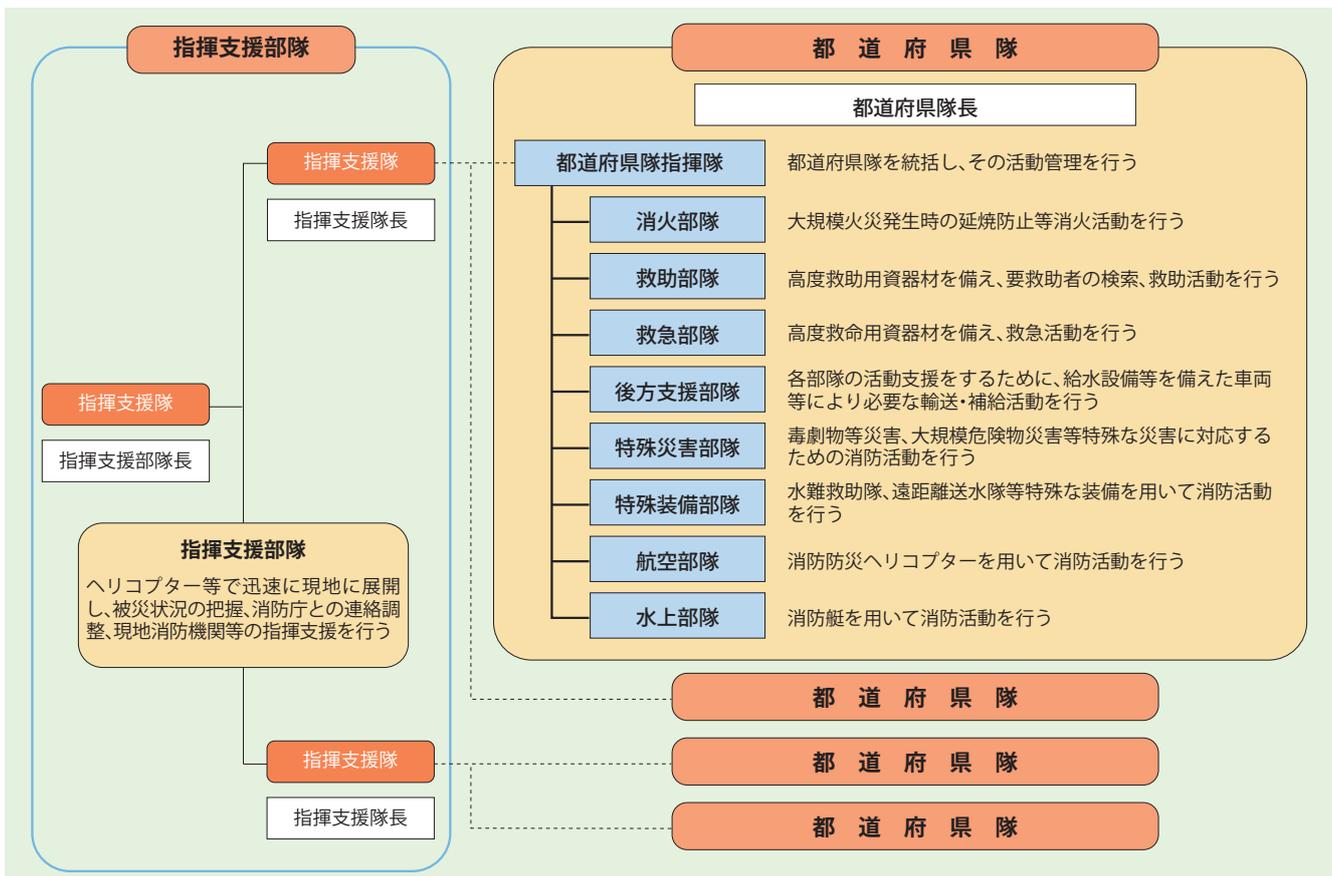
イ 出動計画

(ア) 基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣

第2-7-4図 緊急消防援助隊の部隊編成



接都道府県を中心に応援出動する都道府県隊を「第一次出動都道府県隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県隊を「出動準備都道府県隊」として指定している。

(イ) 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動

大規模地震時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどを踏まえ、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して、消火・救助・救急活動等により人命救助を効果的に行うことができるようにする必要がある。

このため「消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することなどを内容とする、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」を平成20年7月に策定した。

(ウ) 東海地震等における出動計画

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県

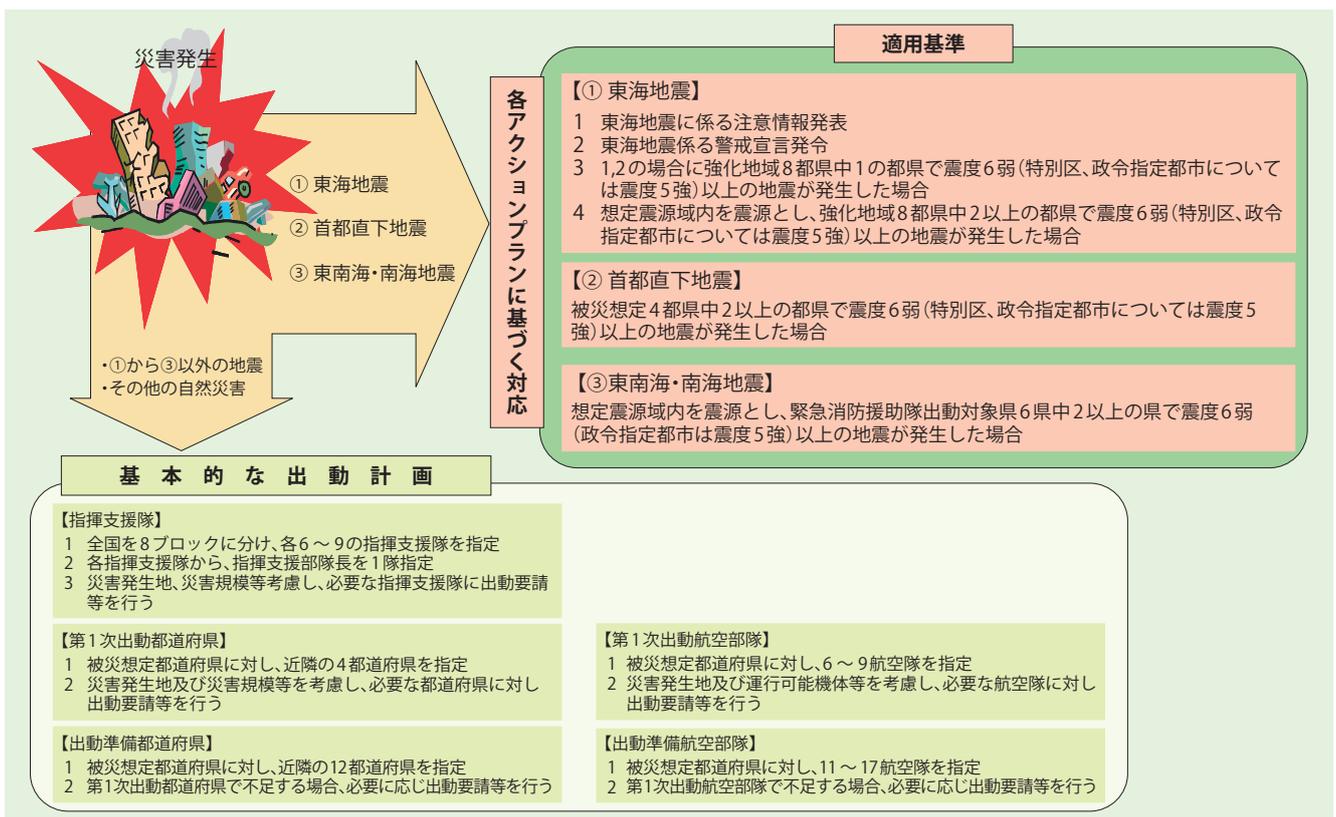
隊及び出動準備都道府県隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしている。

そのため、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震を想定して、中央防災会議における対応方針も踏まえ、それぞれの発災時における、緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランを策定している。例えば、東海地震の場合、強化地域に指定されている8都県以外の39道府県の陸上部隊の出動順位、応援先都県、出動ルート等をあらかじめ定めるとともに、航空部隊についても全国的な運用を行うこととしている(第2-7-5図)。こうした出動計画がある事案については、基本パターンを踏まえつつ状況に応じた柔軟な対応が求められる。

(エ) 受援計画

各都道府県は、自らが被災地となる場合を想定して、平時から調整本部の運営方法をはじめ、進出拠点、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

第2-7-5図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 緊急消防援助隊の登録隊数

平成25年4月1日現在では全国762消防本部（全国の消防本部の約98%）等から4,594隊が登録され、基本計画が定める平成25年度末までの登録目標（おおむね4,500隊）を達成した（第2-7-3表、第2-7-6図）。

イ 緊急消防援助隊の装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成18年度から緊急消防援助隊設備整備費補助金を新設、国庫補助措置を講じることにより、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防庁では、緊急消防援助隊の部隊活動及

び後方支援活動に必要な装備等の一部を、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、全国の代表消防機関等に配備している（第2-7-4表）。

消防庁では、緊急消防援助隊の効果的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

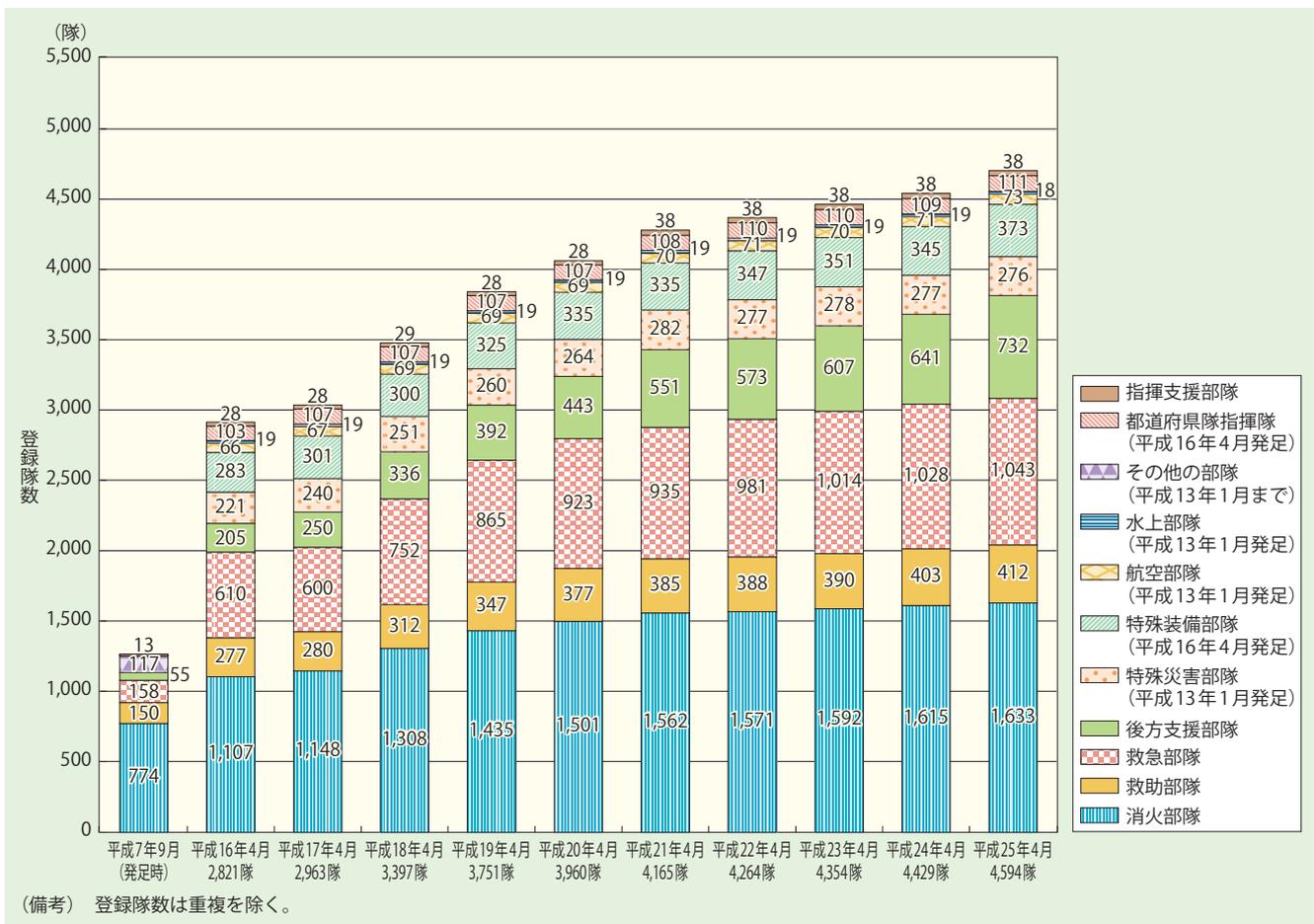
(4) 緊急消防援助隊の活動

ア 平成7年から平成25年11月までの出動状況

平成7年（1995年）に創設された緊急消防援助隊は、平成8年（1996年）12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年4月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

それ以降は、平成16年新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車事故、平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23年東日本大震災等の大規模災害に出動し多くの人命救助を行うなど、平成25年11月までの間に合計15回出動した。

第2-7-6図 緊急消防援助隊登録部隊の推移



第2-7-3表

緊急消防援助隊登録状況

(平成25年4月1日現在)

都道府県	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空部隊	水上部隊	合計	重複を除く計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特				
北海道	2	6	105	21	65	38	9	6	1	2		1	2	8	3		269	260
青森県		3	31	6	18	16	1	9					1	2	1		88	87
岩手県		2	24	5	18	16	2						1	2	1		71	69
宮城県	2	3	36	7	16	18	2	3	1	2		1	1	5	2		99	98
秋田県		2	29	6	15	10	1	5						2	1		71	70
山形県		2	21	5	12	9	1							2	1		53	53
福島県		2	33	7	26	19	2	3						3	1		96	94
茨城県		3	46	13	29	21	6	3				2	1	15	1	1	141	136
栃木県		2	30	8	19	18	5							4	1		87	82
群馬県		3	29	6	19	12	4				1	1		3	1		79	77
埼玉県	2	4	75	21	43	29	8					3		14	3		202	198
千葉県	2	2	75	19	40	46	8	6	1					16	2	2	219	214
東京都	2	2	118	12	49	36	2	6	2	2	4	3	2	18	7	4	269	269
神奈川県	4	2	67	20	43	32	10	7	3	5		4	6	16	4	2	225	222
新潟県	2	3	44	14	28	21	1	3		2				3	1		122	122
富山県		2	22	6	16	11	2		2					5	1		67	66
石川県		2	21	5	14	12	3	3			1			6	1		68	65
福井県		2	21	5	11	9	2	3						2	1		56	55
山梨県		2	14	5	12	6	2							2	1		44	42
長野県		2	37	11	26	16	3				2			10	1		108	106
岐阜県		2	34	10	26	9	2							3	2		88	86
静岡県	4	2	42	10	25	16	5	3		2	2	1	1	8	3		124	121
愛知県	2	2	73	26	45	40	13	3	3			3	1	17	3	1	232	221
三重県		2	28	6	20	11	1	3						5	1		77	76
滋賀県		2	17	5	13	10	3							4	1		55	52
京都府	2	2	31	7	17	14	3		1	1		2	2	7	2		91	88
大阪府	4	3	83	17	43	29	7	9	1	3		1	2	21	2	2	227	222
兵庫県	2	3	59	18	47	28	9	3		6		1		6	3	1	186	181
奈良県		2	14	4	13	7	2							4	1		47	45
和歌山県		2	23	7	13	10	4							2	1		62	58
鳥取県		2	14	2	7	6	2						1	2	1		37	35
島根県		2	15	4	11	8	1					1		4	1		47	46
岡山県	2	3	28	11	22	12	3	3						6	2		92	90
広島県	2	2	43	10	28	19	3	3		2	2		1	10	2	2	129	128
山口県		2	24	7	15	10	2						2	3	1		66	65
徳島県		3	13	4	10	6	1	3						1	1		42	41
香川県		2	17	4	9	6	2							2	1		43	42
愛媛県		2	20	7	16	11	2	3		2		1		3	1	1	69	67
高知県		2	14	4	11	6	2							2	1		42	40
福岡県	4	4	37	10	30	18	8	1	1				3	11	3	2	132	129
佐賀県		2	13	3	9	7	1							2			37	36
長崎県		2	21	5	16	9	2	2						2	1		60	59
熊本県		2	22	9	22	11	4				2		1	4	1		78	76
大分県		2	16	5	11	10	1						1	2	1		49	49
宮崎県		2	13	4	12	9	2							2	1		45	43
鹿児島県		2	23	8	23	10	3	3				1		3	1		77	74
沖縄県		2	18	3	10	5	2					1					41	39
計	38	111	1,633	412	1,043	732	164	96	16	29	14	27	29	274	73	18	4,709	4,594

第2-7-4表

消防組織法第50条の無償使用
制度による主な配備車両等

配備年度	配備車両等	配備数
16	自動追尾式小型ヘリコプターテレビ受信装置	4機
17	ヘリコプター	1機
18	大型ブローア装置搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
19	大型除染システム搭載車	5台
	自動追尾式小型ヘリコプターテレビ受信装置	1機
20	特別高度工作車	5台
	燃料補給車	6台
21	可搬型衛星地球局	22式
	ヘリコプター動態管理システム	8式
	特殊災害対応自動車	10台
	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	燃料補給車	2台
	海水利用型消防水利システム	2式
22	赤外線カメラ防振装置	1機
	支援車Ⅰ型	47台
	海水利用型消防水利システム	3式
23	ヘリコプター	2機
24	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	全地形対応車両	1組
	無線中継車	21台
	可搬型衛星地球局	40式
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車Ⅰ型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大型除染システム搭載車	4台
ヘリコプター動態管理システム	11式	
ヘリサットシステム	1式	
25	拠点機能形成車両※	6台
	津波・大規模風水害対策車両※	15台
	機動連絡車※	33台
	ヘリコプター※	2機
	ヘリコプター動態管理システム※	4式
	ヘリサットシステム※	4式
	ヘリサット用カメラ※	3式

(備考) ※については、平成25年度中に配備予定

イ 最近の活動状況

(ア) 平成19年中の活動

1月30日に、奈良県吉野郡上北山村の国道169号において、土砂崩れにより走行中の乗用車が埋没し、3人が生き埋めになる災害が発生し、京都府、大阪府、三重県、和歌山県の2府2県から7隊30人が出動、情報収集活動を実施するとともに、救助活動及び航空部隊による救急搬送を

行った。

また、3月25日には、平成19年（2007年）能登半島地震（マグニチュード6.9、最大震度6強）が発生、1都2府4県から87隊349人が出動、平成16年（2004年）新潟県中越地震以来の大規模な出動になり、2日間にわたり倒壊建物等における検索活動及び情報収集活動を行った。

4月15日には、三重県中部を震源とする地震（マグニチュード5.4、最大震度5強）が発生、航空部隊等3隊12人が出動し情報収集活動を行った。

さらに、7月16日午前10時13分、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震（マグニチュード6.8、最大震度6強）が発生し、震度6弱の余震も発生するなど、家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。16日午前10時40分、新潟県知事からの要請を受け、消防庁長官が1都1府8県に対して緊急消防援助隊の出動要請を行い、航空部隊を中心として15隊110人が出動し、7月23日の活動終了までの8日間に、延べ59隊286人が情報収集、救急及び人員搬送等の活動を行った。

(イ) 平成20年中の活動

6月14日午前8時43分頃、岩手県内陸南部を震源とする平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震（マグニチュード7.2、最大震度6強）が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。同日9時23分、岩手県知事からの要請を受け、消防庁長官が、1都1道10県に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。その後、同日午前11時38分、宮城県知事からの要請を受け、5県に対して出動を求めるとともに、岩手県へ出動途上の3県隊の応援先を宮城県栗原市に変更した。また、岩手県へ出場途上の新潟県航空部隊が宮城県栗原市及び岩手県一関市で孤立者の救出活動をしたことから、14日に救助活動及び情報収集活動等を行ったのは、岩手県内で1都1道7県、宮城県内で9県に及んだ。

また、15日には、既に岩手県内で情報収集活動等をしてきた1都2県の部隊に対して、宮城県栗原市への部隊移動を求めた。緊急消防援助隊発足後、初めて2県に及ぶ活動を行い、最終的に岩手県内で1都1道7県の部隊、宮城県内で1都11県の部隊が活動した。岩手・宮城両県で活動した

部隊を含め、1都1道15県から6日間で、211隊1,025人が出動し、救助活動、情報収集活動等を行った。

7月24日午前0時26分、岩手県沿岸北部を震源とする地震（マグニチュード6.8、最大震度6弱）が発生した。当初の震度情報が、最大震度6強であったことから、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長及び航空部隊に出動を要請した。その後、岩手県知事から応援要請を受け、最終的に1都7県の部隊に対して出動を求めた。同日午後2時30分の応援要請解除までに、99隊379人が出動し、情報収集活動等を行った。

（ウ）平成21年中の活動

8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とする地震（マグニチュード6.5、最大震度6弱）が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊及び航空部隊に出動を求め、1都2県から6隊29名が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。

（エ）平成23年中の活動

3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0、最大震度7）が発生した。地震発生直後から、法制化以降初めてとなる消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が出動し、余震等への対応も含め、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、長野県及び静岡県の8県において応援活動を実施した。活動が長期に及んだ岩手県、宮城県及び福島県においては、発災直後の降雪といった天候不良、山積するがれきが行く手を阻む厳しい環境下において、大きな余震や津波への警戒を続けながら地元消防や関係機関との連携のもと消防活動に従事した。福島第一原子力発電所における事故対応、発災9日後の奇跡的な倒壊家屋からの人命救出など、日本の消防活動史に残る懸命の応援活動も見られたところであり、地元消防本部等と協力したものを含め救助者数は5,064人に上った。最終的には、前述の主たる被災3県を除く全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、6月6日までの88日間で、総派遣人員3万684人、総派遣部隊数8,854隊に上った。

（オ）平成25年中の活動

10月16日、台風第26号の記録的大雨（24時間824ミリ）により、伊豆大島（東京都大島町）で大規模な土石流が発生した。

発災後、東京都知事の要請を受け、直ちに消防組織法に基づき、消防庁長官から1都4県の緊急消防援助隊に出動を求めた。緊急消防援助隊は、活動終了の10月31日までの16日間で117隊、518名が出動し、現地において、地元の大島町消防本部、大島町消防団、都内応援の東京消防庁と一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開した。

今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、航空機による緊急輸送（隊員57名、車両13台）を行い、救助活動を実施した。

（5）緊急消防援助隊の訓練

ア 第1回～第3回全国合同訓練

大規模災害時における緊急消防援助隊の指揮・連携能力の向上を図るためには、平時からの緊急消防援助隊としての教育訓練が重要となる。

緊急消防援助隊が発足した平成7年（1995年）には、東京都江東区豊洲において、天皇陛下の行幸を賜り、98消防本部、約1,500人の隊員による全国合同訓練が初めて行われた。その後は5年ごとに開催され、平成12年には第2回目を東京都江東区有明において、平成17年には第3回目を静岡県静岡市において実施した。

第3回全国合同訓練は、緊急消防援助隊法制化以降初の全国訓練として、基本計画に基づき「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の検証を兼ねて実施し、参集及び活動体制について総合的な検証を行った。

イ 第4回全国合同訓練

第4回緊急消防援助隊全国合同訓練は、東南海・南海地震を想定し、初めてとなる全国規模の図上訓練を全国から指揮支援隊長、都道府県隊長、航空隊長等が愛知県、和歌山県及び徳島県の各県庁に集結して、平成22年1月に実施するとともに、同年6月には愛知県知多市において全国から陸上部隊、航空部隊が集結して部隊運用訓練を実施した。これら

第2-7-5表 緊急消防援助隊の出勤実績

(平成25年11月1日現在)

年	活動期間	災害名	出勤都道府県	出勤人員	活動概要
8	12.6～12 (7日間)	蒲原沢土石流災害	東京都、愛知県 (1都1県)	72隊382人	長野・新潟の県境付近で発生した土石流災害において、東京消防庁及び名古屋市の消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた検索・救助活動を行った。
10	9.4 (1日間)	岩手県内陸北部を震源とする地震	宮城県、東京都 (1都1県)	2隊7人	岩手県内陸北部で発生した最大震度6弱の地震に際し、仙台市消防局及び東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動を行った。
12	3.29～5.10 (40日間)	有珠山噴火災害	宮城県、東京都、神奈川県 (1都2県)	14隊65人	北海道有珠山の噴火災害に対して、札幌市消防局及び仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局及び川崎市消防局から救助部隊、消火部隊が出動し、地元消防本部の応援活動を行った。
	10.6 (1日間)	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	兵庫県、広島県 (2県)	4隊15人	鳥取県西部で発生した最大震度6強の地震に際し、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリコプターによる情報収集活動を行った。
13	3.24～26 (3日間)	平成13年(2001年)芸予地震	大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、鳥取県 (1府4県)	9隊37人	安芸灘を震源とする最大震度6弱の地震の発生に際し、大阪市消防局、神戸市消防局及び福岡市消防局の指揮支援部隊が出動するとともに、鳥取県、岡山市消防局及び北九州市消防局が情報収集活動を行った。
15	7.26～28 (3日間)	宮城県北部を震源とする地震	北海道、茨城県 (1道1県)	3隊16人	宮城県北部を震源とする地震(最大震度6弱、6強、6弱が1日連続して発生)に際し、札幌市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び茨城県の航空部隊が情報収集活動を行った。
	8.22～25 (4日間)	三重県ごみ固形燃料発電所火災	愛知県 (1県)	23隊56人	三重県多度町にあるごみ固形燃料発電所火災に際し、名古屋市の消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.8～9 (2日間)	栃木県黒磯市プリヂェス トン栃木工場火災	東京都 (1都)	30隊135人	栃木県黒磯市タイヤ工場火災に際し、東京消防庁の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.26 (1日間)	平成15年(2003年)十勝沖地震	青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県 (1都2府7県)	381隊1,417人	北海道十勝沖を震源とする地震で(最大震度6弱が2回発生)に際し、札幌市消防局及び仙台市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び青森県の航空部隊が情報収集活動を実施。 また、この地震により損傷した出光興産株式会社北海道製油所のオイルタンクから発生した火災の消火活動及び鎮火後の火災警戒活動のため、札幌市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し応援活動を実施。さらに、消火に必要な泡消火剤確保のため全国的な広域応援を実施し、自衛隊航空機による輸送支援及び在日米軍からの泡消火剤の提供を受けた。
9.28～10.21 (24日間)	出光興産北海道製油所 ナフサ貯蔵タンク火災				
16	7.13～15 (3日間)	平成16年7月 新潟・福島豪雨	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県 (1都11県)	指揮隊 救助隊 消火隊 救急隊 後方支援隊 航空隊 171隊693人	大規模な堤防決壊により浸水した地域及び道路寸断等により孤立した山間部等で救助活動を実施。3日間の活動で救命ボート(66隻)及びヘリコプター(9機)により、三条市1,652人、見附市106人、中之島町(現長岡市)97人の計1,855人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助92人)
	7.18～19 (2日間)	平成16年7月 福井豪雨	神奈川県、富山県、石川県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県 (2府10県)	指揮隊 救助隊 消火隊 救急隊 後方支援隊 航空隊 159隊679人	河川の決壊により住宅等に孤立した住民を救助。救命ボート(80隻)及びヘリコプター(9機)を活用して、福井市266人、鯖江市45人及び美山町77人の計388人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助187名)
	10.21～22 (2日間)	平成16年台風第23号 兵庫県豊岡市水害	大阪府、岡山県、滋賀県、愛知県 (1府3県)	指揮隊 救助隊 救急隊 後方支援隊 航空隊 70隊284人	台風第23号の集中豪雨により、河川堤防が決壊、豊岡市において住宅等に孤立した住民の救助活動を実施。住民127名を救命ボート(42隻)等により救助するとともに、2,000世帯を超える浸水家屋の戸別調査を行った。
	10.23～11.1 (10日間)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県 (1都14県)	指揮隊 救助隊 消火隊 救急隊 後方支援隊 航空部隊 その他 480隊2,121人	新潟県中越地方を中心に最大震度7の地震が発生。最初の地震発生後も短時間に最大震度6強の地震が頻発し、新潟県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂崩れ等に被害をもたらした。緊急消防援助隊は、主に小千谷市、長岡市及び山古志村(現長岡市)において孤立住民等の安否確認、救助・救出、救急搬送を行うとともに、10月25日に全村避難指示が出された山古志村からのヘリコプターによる救助活動を、自衛隊、警察及び海上保安庁と連携して実施した。さらに27日には、長岡市妙見堰の土砂崩れによる車両転落現場において、長岡市、新潟県内応援隊及び東京消防庁ハイパーレスキュー隊等により2歳男児とその母親を地震発生以来4日ぶりに救助(母親は病院搬送後死亡確認)するなど、10日間で453人を救助した。

年	活動期間	災害名	出動都道府県	出動人員	活動概要	
17	3.20 (1日)	福岡県西方沖を震源とする地震	大阪府、熊本県 (1府1県)	指揮隊 航空隊 3隊12人	1隊 2隊	福岡県西方沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生。大阪府及び熊本県から指揮支援部隊、航空部隊が出動し情報収集活動を行った。
	4.25～28 (4日間)	平成17年 JR西日本福知山線列車 事故	大阪府、京都府、岡山県 (2府1県)	指揮隊 救助隊 消防隊 救急隊 後方支援隊 航空隊 74隊270人	8隊 19隊 3隊 20隊 20隊 4隊	兵庫県尼崎市において、JR西日本の7両編成の快速列車が脱線、沿線のマンションに衝突し1階の駐車場に食い込む事故が発生。狭い空間の上、駐車場の自動車からのガソリン漏れがあり、エンジンカッター等の火花が発生する救助資機材が使用できないことから救助活動に時間を要した。緊急消防援助隊は、尼崎市消防本部及び兵庫県内応援隊と協力し4日間にわたり救助、救急活動を実施し240人を救助(うち緊急消防援助隊の救助人員42人)した。
19	1.30 (1日)	奈良県吉野郡上北山村 土砂崩れによる車両埋 没事故	京都府、大阪府、和歌山県、三重 県 (2府2県)	指揮隊 救助隊 航空隊 7隊30人	1隊 1隊 5隊	奈良県吉野郡上北山村の国道169号沿いの崖の崩落により走行中の乗用車が埋没し3人が生き埋めになる事故が発生。情報収集活動を実施するとともに、救助活動及びヘリコプターによる救急搬送を行った。
	3.25～26 (2日間)	平成19年(2007年) 能登半島地震	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、 富山県、福井県、滋賀県 (1都2府4県)	指揮支援隊 指揮隊 救助隊 消防隊 救急隊 後方支援隊 航空隊 その他 87隊349人	4隊 4隊 13隊 25隊 21隊 13隊 5隊 2隊	能登半島で最大震度6強の地震が発生、平成16年新潟県中越地震以来の大規模な出動となり、2日間にわたり倒壊建物等における検索活動、情報収集活動を行った。
	4.15 (1日)	三重県中部を震源とする地震	愛知県 (1県)	指揮隊 航空隊 3隊12人	1隊 2隊	三重県中部で最大震度5強の地震の発生に際し、航空部隊等が出動し情報収集活動を行った。
	7.16～23 (8日間)	平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震	宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、 東京都、神奈川県、富山県、石川 県、山梨県、京都府 (1都1府8県)	指揮隊 後方支援隊 航空隊 15隊110人	2隊 4隊 9隊	新潟県中越沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。1都1府8県から緊急消防援助隊が出動して情報収集、救急及び人員搬送等の活動を行った。
20	岩手県 6.14～17 (4日間) 宮城県 6.14～19 (6日間)	平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震	北海道、青森県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、富山県、石川 県、山梨県 (1都1道15県)	指揮支援隊 指揮隊 救助隊 消防隊 救急隊 後方支援隊 航空隊 211隊1,025人	7隊 9隊 27隊 48隊 33隊 71隊 16隊	岩手県内陸南部で最大震度6強の地震が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部で家屋倒壊、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらした。当初岩手県知事から要請を受けて岩手県の被災地へ出動していた部隊を、宮城県知事からも要請を受けたことから、3県隊(山形県、千葉県、埼玉県)の応援先を変更した。さらに、15日には、岩手県内で活動していた1都2県隊(東京都、秋田県、福島県)について宮城県栗原市への部隊移動を行った。緊急消防援助隊は、発足後、初めて2つの県に及ぶ活動となり、6日間にわたり救助活動、情報収集活動等を行った。
	7.24 (1日)	岩手県沿岸北部を震源とする地震	宮城県、秋田県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、埼玉県、東京都 (1都7県)	指揮支援隊 指揮隊 救助隊 消防隊 救急隊 後方支援隊 航空隊 その他 99隊379人	3隊 7隊 7隊 33隊 10隊 33隊 5隊 1隊	岩手県北部で最大震度6弱の地震が発生。当初の発表が最大震度6強であったことから「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援隊長(仙台市消防局)及び航空部隊(茨城県、栃木県)に出動要請。その後、岩手県知事からの要請を受け1都7県から出動し、情報収集活動等を行った。
21	8.11 (1日)	駿河湾を震源とする地震	東京都、山梨県、愛知県 (1都2県)	指揮支援隊 航空隊 6隊29人	3隊 3隊	平成21年8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5、最大震度6弱の地震が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊(東京消防庁、名古屋消防局)及び航空部隊(山梨県及び愛知県)に出動を求め、1都2県(東京都、山梨県、愛知県)から6隊29名が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。
23	3.11～6.6 (88日間)	東日本大震災	北海道、青森県、秋田県、山形県、 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟 県、富山県、石川県、福井県、山梨 県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知 県、三重県、滋賀県、京都府、大阪 府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥 取県、島根県、岡山県、広島県、山 口県、徳島県、香川県、愛媛県、高 知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県 (1都1道2府40県)	指揮支援隊 指揮隊 救助隊 消防隊 救急隊 後方支援隊 航空隊 その他 8,854隊30,684人	159隊 414隊 854隊 1,853隊 1,734隊 3,441隊 244隊 155隊	平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生、大きな揺れに加えて津波による被害、原子力発電所事故及び石油コンビナート火災等、広範囲にわたり大きな被害が発生した。緊急消防援助隊法制化後初めてとなる、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示等により、全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、消火・救助・救急活動を88日間にわたり行った。
25	10.16～31 (16日間)	平成25年台風第26号 による伊豆大島の災害	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川 県、静岡県 (1都4県)	指揮支援隊 指揮隊 救助隊 救急隊 後方支援隊 特殊装備隊 航空隊 117隊518人 (精査中)	7隊 4隊 65隊 2隊 21隊 9隊 9隊	台風第26号の記録的大雨(24時間824ミリ)により、伊豆大島(東京都大島町)で大規模な土石流が発生した。東京都知事の要請に基づき1都4県から緊急消防援助隊が出動して多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を実施した。今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、航空機による緊急輸送(隊員57名、車両13台)を行った。

(備考) 出動隊数及び人員は、消防庁の集計による。

の訓練を通じて「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づく参集及び活動体制等について総合的な検証を行った。また、より実践的な技術及び指揮・連携能力の向上を図ることを目的として、事前に訓練想定を明らかにしないブラインド型の訓練や夜間訓練を全国訓練では初めて実施した。

クに区分してブロックごとに合同訓練が行われており、平成15年の法制化以降は、基本計画において、地域ブロック合同訓練を定期的実施することが明記された。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実行委員会と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、引き続き緊急消防援助隊のより実践的な教育訓練の充実を図ることとしている(第2-7-6表)。

今後は、実際の運用を想定した図上訓練、緊急消

ウ 地域ブロック合同訓練

隊員の技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成8年(1996年)度から毎年全国を6つのブロッ

第2-7-6表 緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況

1 全国訓練

第1回全国合同訓練	(平成7年度)	開催日:H7.11/28.29	開催地:東京都	参加本部数等:98本部 135隊 1,500名	
第2回全国合同訓練	(平成12年度)	開催日:H12.10/23.24	開催地:東京都	参加本部数等:148本部 206隊 1,922名	
第3回全国合同訓練	(平成17年度)	開催日:H17.6/10.11	開催地:静岡県	参加本部数等:206本部 386隊 1,953名	
第4回全国合同訓練	図上訓練	(平成21年度)	開催日:H21.1/28.29	開催地:愛知県・和歌山県・徳島県	参加本部数等:81本部 370名
	部隊運用訓練	(平成22年度)	開催日:H22.6/4.5	開催地:愛知県	参加本部数等:223本部 411隊 2,138名

2 地域ブロック合同訓練

ブロック等	年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
北海道東北(1道・7県)	開催日	12/19.20	7/29.30	7/28.29	11/4.5	8/1.2	11/6.7	10/30.31	11/6.7	10/28.29	9/6.7	10/19.20	10/18.19	10/15.16	10/13.14	11/8.9		10/7.8	10/11.12	
	開催地	宮城県仙台市	北海道札幌市	青森県青森市	岩手県矢巾町	秋田県秋田市	山形県山形市	福島県福島市	新潟県新潟市	宮城県仙台市	北海道函館市	青森県八戸市	岩手県一関市	秋田県大館市	山形県鶴岡市	福島県郡山市	東日本大震災により中止	宮城県利府町	北海道苫小牧市	
	隊数等	92隊 415名	106隊 451名	93隊 404名	63隊 312名	80隊 365名	79隊 369名	85隊 380名	94隊 436名	新潟県中越地震により中止	台風第14号により参集訓練のみ	145隊 550名	135隊 493名	182隊 650名	159隊 592名	170隊 709名		図上訓練のみ 288名		
関東(1都・9県)	開催日	9/1	9/1	9/1	10/22.23		10/16.17	11/11.12	10/27.28	10/23.24	10/29.30	11/11.12	10/20.21	11/19.20	11/14.15	11/20.21	11/1.2	11/29.30	10/30.31	
	開催地	神奈川県川崎市	神奈川県横浜市	千葉県千葉市	東京都立川市	全国訓練のため実施無	長野県長野市	埼玉県さいたま市	山梨県甲府市	静岡県静岡市清水市浜松市	茨城県水戸市	栃木県宇都宮市	群馬県前橋市	神奈川県横浜市	千葉県千葉市	東京都中央区	長野県松本市	埼玉県新座市	山梨県富士吉田市	
	隊数等	68隊 306名	51隊 342名	85隊 367名	77隊 333名		151隊 678名	233隊 914名	189隊 678名	静岡県静岡市清水市浜松市	193隊 688名	200隊 721名	194隊 696名	207隊 741名	262隊 926名	465隊 2,217名	246隊 909名	280隊 1,063名	伊豆大島災害対応により中止	
中部(7県)	開催日	9/1	8/31.9/1	10/30.31	8/7.8	10/9.10	10/30.31	10/16.17	10/9.10	東中部合同訓練	9/4	10/25.26	10/13.14	12/5.6	11/6.7	10/15.16	10/14.15	11/9.10	10/18.19	
	開催地	静岡県御殿場市	静岡県藤枝市	福井県敦賀市三国町	愛知県半田市	石川県加賀市	三重県名張市上野市	富山県高岡市	岐阜県岐阜市	静岡県静岡市清水市浜松市	福井県敦賀市	愛知県常滑市	石川県かほく市	三重県四日市市	富山県富山市	岐阜県岐阜市	静岡県静岡市	福井県坂井市	愛知県碧南市	
	隊数等	21隊 97名	18隊 84名	福井県敦賀市三国町	53隊 211名	51隊 204名	三重県名張市上野市	80隊 309名	71隊 301名	台風第23号により中止	7隊 28名	82隊 331名	81隊 328名	106隊 378名	103隊 389名	102隊 389名	93隊 366名	126隊 477名		
近畿(2府・7県)	開催日	11/29	11/20		11/11	11/10		11/20.21	10/30.31	10/22.23	10/28.29	10/24.25	12/1.2	8/31.9/1	10/17.18	10/30.31	10/29.30	10/27.28	10/26.27	
	開催地	和歌山県和歌山市	京都府相楽郡精華町	中部・近畿合同訓練	大阪府堺市枚方市藤井寺市	奈良県天理市	中部・近畿合同訓練	徳島県小松島市阿南市	兵庫県神戸市	滋賀県大津市	和歌山県和歌山市田辺市	京都府京都市	奈良県大和郡橿原市	大阪府岸和田市	福井県坂井市	三重県津市	徳島県小松島市	兵庫県神戸市三木市	滋賀県近江八幡市東近江市	
	隊数等	90隊 400名	84隊 380名	165隊 681名	227隊 892名	86隊 353名	201隊 728名	126隊 468名	203隊 699名	台風第23号により中止	102隊 436名	176隊 642名	103隊 431名	205隊 825名	154隊 618名	台風第14号により中止	142隊 592名	143隊 617名		
中国・四国(9県)	開催日	1/16.17	1/16.17	11/5.6	11/4.5		10/23.24	10/16.17	10/16.17	10/13.14	10/19.20	10/18.19	11/28.29	10/30.31	10/15.16	10/21.22	10/20.21	11/1.2	11/2.3	
	開催地	広島県広島市			鳥取県鳥取市															
	隊数等	59隊 249名			55隊 247名															
	開催日	11/6.7			11/17.18															
	開催地	徳島県徳島市	岡山県岡山市	香川県高松市	愛媛県松山市	鳥取県西部地震により中止	高知県高知市南国市	山口県阿知郡	広島県呉市	徳島県板野町	香川県高松市	岡山県倉敷市	鳥取県米子市	愛媛県松山市	島根県出雲市	高知県高知市	広島県福山市	山口県山口市防府市	徳島県海陽町阿南市	
隊数等	43隊 195名	74隊 303名	66隊 280名	39隊 172名		59隊 280名	79隊 340名	88隊 374名	86隊 356名	85隊 341名	90隊 358名	101隊 404名	104隊 413名	107隊 417名	94隊 358名	125隊 597名	135隊 567名			
九州(8県)	開催日	10/22.23	10/7.8	10/5.6	10/19.20		10/2.3	11/6.7	10/8.9	10/6.7	11/22.23	10/20.21	10/12.13	11/21.22	10/9.10	10/8.9	11/4.5	11/17.18	11/27.28	
	開催地	熊本県熊本市	福岡県福岡市	大分県大分市	長崎県長崎市	全国訓練のため実施無	佐賀県佐賀市	鹿児島県鹿児島市	宮崎県宮崎市	熊本県熊本市	沖縄県うるま市	福岡県北九州市	大分県中津市	長崎県佐世保市	佐賀県佐賀市	鹿児島県薩摩川内市	宮崎県宮崎市	熊本県八代市	沖縄県西原町	
	隊数等	77隊 401名	107隊 465名	87隊 370名	36隊 148名		74隊 320名	67隊 255名	84隊 340名	104隊 419名	72隊 305名	129隊 508名	131隊 539名	134隊 547名	121隊 529名	116隊 437名	145隊 556名	192隊 747名		

※青色塗りつぶし部分は、平成16年4月の改正消防組織法施行以降

防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を活用した情報収集・伝達訓練、ブラインド型部隊運用訓練、自衛隊等の関係機関との連携訓練を行うなど、より実践的な訓練に構成していく。

(6) 今後の取組

緊急消防援助隊創設以来、最大規模かつ最も長期に及んだ東日本大震災における部隊展開の経験等を貴重な教訓として、長期にわたる活動への対応及び消防力の確実かつ迅速な投入という大きく2つの視点から、ハード・ソフトの両面において積極的に取り組むほか（詳細は、特集2参照）、引き続き以下の取組を進め、大規模・特殊災害等に備え緊急消防援助隊の活動能力の向上を図る。

ア 消防庁オペレーション能力の向上

消防庁長官の指示権に象徴されるように、緊急消防援助隊を的確に運用することは、消防庁の重要な任務である。そのためには、大規模災害・特殊災害等発生時に、消防庁自体の初動対応がこれまで以上に重要であり、迅速な情報収集等に努め、可能な限り災害の規模、被害状況等あらゆる情報を把握して緊急消防援助隊に的確にフィードバックすることが求められる。したがって、図上訓練等の実施により、日ごろから緊急消防援助隊の出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断など、消防庁としてのオペレーション能力の向上を引き続き図っていく。

イ 部隊登録の計画的推進

平成25年度中に見直すこととしている基本計画に規定する新たな登録の目標達成に向けて、各消防

本部、都道府県及び消防庁が一体となって進めるとともに、登録が部隊運用上の配置として地域的に偏りのないよう各機関で調整を図りつつ計画的に登録を推進していく。

また、消防組織法第50条の規定による無償使用制度も活用しつつ、緊急消防援助隊登録部隊における車両・資機材の質の向上及び充実強化を引き続き進めていく。

ウ 訓練の推進

緊急消防援助隊が迅速かつ効果的に活動するためには、速やかに応援部隊を編成して被災地に出動し、各部隊が一元的な指揮体制の下に連携した活動を実施する必要がある。このため、消防庁では、より実践的な地域ブロック合同訓練を推進するとともに、各都道府県及び各消防機関においても、平時から各種防災訓練等の機会も活用し、様々な状況を想定した図上訓練、調整本部運営訓練、大規模な参集・集結訓練、他機関と連携した訓練を実施するなど、緊急消防援助隊の活動に即した各種の訓練を推進していく。

エ 関係機関との連携強化

東日本大震災からの復興の基本方針において、関係機関は災害時において情報共有等一層の連携強化を図ることとされている。地域ブロック合同訓練においては自衛隊、警察、海上保安庁及びDMAT等の関係機関と図上訓練、実働訓練、部隊輸送訓練等の連携訓練を実施して成果を上げている。

今後も、各種訓練等を通じて関係機関との連携強化を図っていく。